

# フィヒテの「封鎖商業国家論」

赤羽豊治郎

## I

1789年のフランス革命のヨーロッパ思想に与えた影響は甚大であり、英吉利に於いては先ずリチャード・プライスが、「わが祖国愛に関する一所論」<sup>(1)</sup>をもつてこれを肯定したため、エドモンド・バークは直ちに「フランス革命に関する省察」<sup>(2)</sup>を書いて反撃し、これはまたトマス・ペインの反批判を呼び、英吉利を不安と動揺のうちに陥いらしめた<sup>(4)</sup>。

独逸ではいち早く感激をもつてこれを迎えたが、その真相が判明するに及んで警戒の色をこくするに至つた<sup>(5)</sup>。国家学の領域でフランス革命を所題とする一文献は1792年アウグスト・ウィルヘルム・レーベルグによつて出版された<sup>(6)</sup>。かれはその書で、あらゆる国民に等しく適応する理想的なる国家制度は存在せず、英吉利の国家組織を無批判的に独逸に輸入できるものではない。「場所・種々なる関係・歴史や国民の風習」<sup>(7)</sup>を顧みなくてはならぬ。国家は人間の基本的諸権利のみに即して建設され得るものではなく、政治や哲学における法の概念<sup>(8)</sup>ほど疑念に満ちたものはない、また哲人政治の原理の樹立は容易だが、かかる元首の発見は困難であるとして、その実現の容易ならざるを指摘し、国家組織は恣意的に変革し得るものではない、とさえみるのである<sup>(7)</sup>。

フィヒテの政治上の論策である「フランス革命に関する公衆の輿論は正論」<sup>(8)</sup>はもとレーベルグの批判として公刊されたといわれる。フィヒテのこの書は未完に終つたが、かれは初め社会契約説を立論の基礎におき、個人をもつて最高の存在であり、あらゆる社会事象は個人が思想発表の自由をもつところの生得の権利によつて判断され、国家はこれを確保しなければ統治形態の変動は避け得られぬ、となすのである。そこで、かれは国家変革の可能に論及し、「如何なる国家組織も不変たるを得ない。国家は性質上すべて可變的である。一切の国家結合の必然的なる終局目的に照らし、悪しき制度は変革されねばならぬし、推賞せられる良き制度はおのずから変化する。不変なる社会契約の約款も、やがては人類の精神にとり著しく矛盾することとなるにちがいない。社会契約の当事者が従来の契約に満足せず、これを変更せしむるときは、かかる契約に拘束せられず、さような国家から任意に離脱し、自然の状態に復帰することができる。また契約に際して示される相互の自由意思こそ権利と責任の根拠である。「各人は義務を負い、従つて無限に自己完成に努め、そのよき意図を追求すべき譲渡すべからざる権利を有す。その故に、かれの意思をその完成の程度に応じて更新せしめるウンフェアオイセルリッヒなる権利をもつ。しかし、この権利はかれに変更の意思なきときは自己を拘束しない。……従つて、初め不利の立場にあつた市民が有利なる契約を結ぶことの利益なるを悟る

に至れば、この種（不利）の契約を解除する完全なる権利を有することとなる。<sup>(10)</sup>

フィヒテのこの論文は「思想の自由要求論」<sup>(11)</sup>について、ともに匿名をもつて出版されたものであつた。

- 1 Richard Price, A Discourse on the Love of our Country. 1789.
- 2 Edmund Burke, Reflections on the Revolution in France. 1790.
- 3 Thomas Paine, Rights on Man. 1791.
- 4 大河内一男氏, 「経済思想史」昭和25年 p.133, 以下。
- 5 船田享二氏, 「カントの法律哲学」大正13年, p.192.
- 6 レーバルグ (1757—1836) は1757年ハノーヴァーに生れ, 医学・法学及び哲学を学び, ゲッティンゲンでは若きフライヘル・フォン・シュタインと友情を結んだ。1780年以来かれは英吉利の議会制度の研鑽に努め, 1783年オスナブリックでヨーク公の第三王子フリードリッヒの秘書となつた。1786年ハノーヴァーに帰り, 1814年から枢密顧問官となり, 幾多の改革に従事した。たまたま, 上院の設置に対するその反論がかれの失脚を招く原因となつた。
- 7 A. W. Rehberg, Untersuchungen über die französische Revolution. 1792. Reinhard Strecker, Die Anfänge von Fichtes Staatsphilosophie. Leipzig. 1917. ss. 36—37.
- 8 ヨハン・ゴットリープ・フィヒテは1762年5月19日独逸オーベルラウシッツのランメナウに生る。イエナ及びライプティヒ両大学に学び, その後暫く家庭教師となりその間カントに私淑した。1792年初めて「天啓の批判」を出し, 1793年イエナ大学教授となり, 1799年無神論者の評を受け, 同地を去る。その後エルランゲン及びケーニスベルグ大学を経て, 伯林大学の創設されるや, 教授となり初代総長に選挙さる。1807—8にかけ, ナポレオン軍監視の下に「独逸国民に告ぐ」の公開講演をなす。1814年1月19日逝く。
- 9 J. G. Fichte, Beitrag zur Berichtigung der Urtheile des Publikums über die fränzösische Revolution. 1793.
- 10 R. Strecker, Ebenda. s. 35.
- 11 J. C. Bluntschli, Geschichte des Allgemeinen Statsrechts und der Politik. München. 1864. ss. 353—55.
- 12 Fichte, Die Zurückforderung der Denkfreiheit von der Fürsten Europens, dis sie früher unterdrückten. 1793.

## II

さて、フィヒテの国家論であるが、その国家理念に就て、かれの初期の著作と後年のそれにはかなりの隔りがあり、而もその相違が独逸の国内状況の変化に即応している点を看過するわけにはいかない。

かれの修業時代はこの国が政治的にも宗教的にも混乱を示した時代であり、フランス革命は青年フィヒテに異常な感化を与えたことは想像に難くないところであり、その哲学的思索を始めるに当つて、自由精神の追求に若き情熱を傾注し、カントと共に自然法理論の支持者として社会契約説をとつたことは上に述べたとおりであり、前記二つの政治的論策はこの革命を弁護し、またプロシア政府の言論圧迫に対するレジスタンスであつた。このため、当時世人はかれをジャコバンといい、デモクラートと目したという。いずれにせよ、かれはルソーの影響の下に国家を社会契約の成果とみたのである。

ところで、かれの社会契約論は組織的には1896年の「自然法の基礎」<sup>(12)</sup>にみいだされるが、その公刊前イエナで行つた公開講演「学者の使命」<sup>(13)</sup>をここではとくに重視したい。

かれは先ず、自由を各人の社会における<sup>レングロンテ</sup>相互性の理念において把え、「自由にする交替的<sup>ウエグゼレ</sup>活動が社会の積極的な性格」をなす。<sup>(14)</sup>個人が自己のそとに社会を想定するのは人間のもつ基本的衝動の一つである社会的衝動に基くのであつて、「人間は社会において生くべく定められている。かれは当に社会において生きるべきである。若しかれが孤立して生きるならば、かれは全く完成された人間でなく、自己自身と矛盾する。<sup>(15)</sup>」かような社会は「一般に同じ所で共に生活し、そしてこれが為<sup>グーグンツァイアイダール</sup>に種々の相互関係におかれる理性的な人間から成る集団のすべて」<sup>(16)</sup>であると定義し、近代形式社会学の源泉の一つとなつてい<sup>(17)</sup>る。ところがかれはかかる分析に止まるのみならず、社会の目的を説き社会を人間完成の場所ともみるのであつて、社会において「各人は他人をば己れが人間に於て抱ける理想へと高め上げるべく努力する。」それは「我々に対する他人の働きかけを自由に利用することに依つてみずからを完成すると共に、自由な存在として他人に働きかえすことによつて他人を完成せしめる。」あらゆる社会成員のかような、完き合一と合致こそ、<sup>(18)</sup>社会の究極最高の目的であり、その達成が社会におけるわれわれの本分である。

人間はかかる本分をつくし、社会の終局目標たるその完成に達する。まことにフィヒテにとつて、社会は人間の精神的・道義的完成の場であるが、社会そのものの実体は「人間に賦与せられ得る最も貴いものを遣りとりするこの熱烈な競争、自由を共同の<sup>(19)</sup>原動力とする無数の車輪相互の間のこの全般的な喰い込み合い」である。社会の機構はかく個人の自由なる活動の錯綜として把えられているが、それがおのずから整序ある一体をなすは、各人が理性的に自由によつて自己の領域を制限し、これをふみ越えざるに起因する。「各人は自己の自由を他人の自由の可能性の理性によつて制限する<sup>(20)</sup>」必要があり、この関係を法関係と名づける。法は各人が自発的に行う自由の制限を保証せしめる社会の規制であり、他人の自由の侵害を罰する強制力をもつ。法の強制は社会に依存し結合の紐帯は法意欲である。かく「強制はフィヒテの政治思想の中心問題」<sup>(21)</sup>の一つとなつている。ところが、法の強制力はかように社会に発するものの、その実施は<sup>ドマイン・ラゼン</sup>国家に委任せられる。国家は法の維持者であり、その施行者となるは国家の形成が個人の合意たる契約に基くためである。かかる国家の機能はかれが社会を国家から区別し、国家は単に「或る制約の下に存立するところの、完全な社会の建設の為の手段<sup>(22)</sup>」という発言が意味をもつこととなろう。

国家の形成は市民の国家創設の発意に基く社会契約によつて行われる、とのルソーの見解はフィヒテにおいては三つの契約のヒラルヒーをもつて説かれる。その一は財産契約、その二は保護契約、その三は結合契約であつて、最後の契約こそ国家組織の基本契約をなすのである。先ず、財産契約により、各人は他人の財産を侵すことなき抵当として所有財産を提供することを約し、保護契約によつて他人によつて財産を擁護される代価とて、第三者の侵害から他人財産を保護することを約束する。第一の契約は民事法 *legislatio civilis* を第二のそれは民事ならびに刑事法 *legislatio criminalis* の基礎となる。第三の結合契約の結果他の二つの契約を確保し、擁護する組織の形成をみるのである。この契約により、「個人は有機的全体の一部となり、かくしてそれを含めて<sup>フィンス</sup>一体に融合する<sup>(23)</sup>」のである。

敍上の段階を経て、国家の形成を迎えるのであるが、その所産たる国家はフィヒテにとり市民の集合以上のものと評価されている。国家は「抽象的概念として、混合物としてではない。反つて、じつさいは全一<sup>トータル</sup>体として融け合っている。自然は多数の個人の生成に際して分離したものを再び国家に統合する。理性は一であり、その感覚世界における表現もまた一にすぎぬ。人類は理性の唯一の有機的に結合された全体である。」国家の全体性に於てかれは当時ひとによつて屢々用いられる有機的類推を国家の本質に適用し、これを樹木に擬え、「樹木一般は決して存在しない。それは単なる概念に止まり、而も概念は損われ得ぬ。だが、部分はそれ自身をみいださずあらゆる部分の間における如何なる部分も損われないだろうし、また損われまいとするのである。けだし、一部の損傷によつてかれ自ら苦しむだろうから」というのである。シュモラー<sup>(25)</sup>はかような国家有機体論によつてルソー・カント<sup>(26)</sup>的見地が克服されたとみるのであるが、上述のフィヒテの国家は社会契約説をもつて貫かれてい、国家そのものは個人の自由のための法律的施設たる観を呈しているのである。ただ、かれが「自然法」において展開した国家論がカント的なる自然法的・法治国家観を示しつつ、更にロマンティカーに通ずる有機的・道義的国家観というべきヤヌス・ゲジヒトをもつ点を、ここに指摘しておかねばならぬ。

- 12 Fichte, Grundlage des Naturrechts nach Prinzipien der Wissenschaftslehre. 1796.
- 13 Fichte, Einige Vorlesungen über die Bestimmung des Gehehrten. 1794.
- 14 Fichte, Ebenda, Medius Ausgabe. Bd I. s. 235. 山本堯氏訳「学者の使命」昭和16年、29頁。
- 15 Fichte, Ebenda. s. 234. 邦訳 28頁。
- 16 Fichte, Ebenda. s. 221. 邦訳 7頁。
- 17 かれはかような相互関係を分析して、gegenseitige Einwirkung, gegenseitiges Geben und Nehmen, gegenseitige Leiden und Tun とし、それらは自由な理性的存在をわれわれの外に見出し、これは Gemeinschaft の形成を目指す。而も、それらは対等関係にあると説くのである。Fichte, Ebenda. s. 236. 邦訳 32頁。
- 18 Fichte, Ebenda. s. 238. 邦訳 35—36頁。
- 19 Fichte, Ebenda. s. 234. 邦訳 28—29頁。
- 20 Fichte, Grundlage, Medicus Ausgabe, Bd II. s.56. s.96. und s. 110.
- 21 H.S.Reiss, The Political Thought of the German Romantics. 1793—1815. Oxford. 1955. p. 14.
- 22 Fichte, Bestimmung. s.234. 邦訳 28頁。  
フィヒテの、この国家を社会から峻別する見解がかれに独逸社会学史上不滅の地位を与える、とみるはヤコブ・バクサである。  
Jakob Baxa, Gesellschaftslehre von Platon bis F.Nietzsche. Leipzig. 1927. s.45.
- 23 Fichte, Grundlage. ss. 200—208.
- 24 Fichte, Ebenda. s. 208.
- 25 Fichte, Ebenda. s. 207.
- 26 G.Schmoller, J. G. Fichte. Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik. Jena. 1865. s. 24.

### III

かれの国家論におけるかような分裂・しかも、その国家有機体論への傾斜は、十九世

紀の初頭を飾る、かの「封鎖商業国家論」<sup>(27)</sup>に於て、国家任務の推移を説いた経過のうちに推測し得られる。

かれは国家を一般の人間の事件に対する後見者である、とする福祉国家<sup>ウツォールフアールツシニキアート</sup>の理念を不十分であるとし、かつ国家の義務と権利を余りに狭く制限する自由主義的国家論もまた全く不当でないが、これをとらず、「人各々に初めて彼のものを与え、始めて彼に財産を得しめ、しかる後に彼のこの状態の保護をなす」<sup>(28)</sup>という思想を展開するに至つた。この配分の原理はこの書の核心思想ともみらるべきであり、そのため国家は「既存の所有関係の保護のみならず、新たなる所有関係の創設」という創造的行動を営むこととなる。この主張は個人主義的なカントの法理論を克服し、独逸浪漫派の国家有機体論に接近した証左である、との解釈を生む機縁となつたのである。

さて、かかる国家活動の拡張をひき起す原由はフィヒテにとつては生存権の所説である。生存権は、「生き得るということは人間の絶対的な売却するを得ない財産である」と規定せられ、生活する可能性に対しては人々は等しい請求権<sup>(30)</sup>を得ている。しかし、生活し得るには働かねばならぬ。「各人はかれの労働から生きることができる」<sup>(31)</sup>。また各人はできる限り快適に生きたいと思うし、人間としてこれを要求する権利がある。かくの如きは、分配に関する基本的原理となるのであつて、その目標とするは大凡次の主張であろう。

「彼等の権利（快適なる生存）のこの平等性に従つて、もし存在するだけの人間が現在ぞんざいする活動範囲に相並んで生存すべきであるとするならば、すべての人が悉く可能である限り快適に生活し得るように、従つてすべての人が大約同様に生活しようとするように、その分割は行われなければならぬ。」<sup>(32)</sup>ところが、現実の国家における分配はこの原理に基いて行われていないから、人為によつて理性に近づき、「人各々に彼のものを得せしめねばならぬ」。そのため、国家は経済領域に強力なる干渉に出でなければならない。

然らばかかる干渉は如何に行わるべきか。かれの説いたこの干渉の体系をこれまで社会主義ないし共産主義の理想像とみられている。かれの社会主義的主張は財産権に就ては明確でない。かれの財産権の規定は行為に関する排他的権利であつて、ローマ法伝来の排他的処分権を意味しない。「対象に向つて、或る自由なる行為について排他的権利のみが、その人の財産であつて、比喩的に及び派生的に、その対象が権利者の財産である。ある耕地で穀物を耕作する農民の排他的権利はこの種のものである」<sup>(33)</sup>従つて土地所有権なるものはない。存するは、土地の使用に対し固有なかつ排他的な権利のみというのである。「大地は主のものであつて、それを人間が合目的的に耕作して利用する能力のみ人のものである。」<sup>(34)</sup>

ルドルフ・シュタインはフィヒテの社会主義的主張を、「万事を国民の福祉におき、個人のそれを断念している。土地は国有財産<sup>(35)</sup>であり、農民に小作の形式で引渡され、とくに生産の余剰を国家に小作料として支払う」と解している。土地を除く生産財に就ては何らの叙述をみないが、国家は一切を総有し、個人の経済活動に応じて、「その国の財のなかで彼に帰属すべき分前を受取るべしという保証を与えるのみ」<sup>(36)</sup>とでも読みとる

ことができよう。けだし、国家は各人の生存を保証し、労働の機会を与え、その活動を排他的に確保せしめる義務を負うからである。しかも、この活動の範囲は各人相互の契約によつて配分され、配分によつて個人財産の形式となる。かように、財産制度に就て、フィヒテは社会主義的ポシュラートである生存権や労働権を提唱しつつ、一種の私有制度（営業権と営業所得）を承認するに終つた。

進んで、かれの理性国家における経済統制の機構や方法を明かにしたい。先づ統制機構であるが、これは国家による労働配分の決定に留意すべきであろう。そのため三階級の分立を認め、農民たる生産者階級・職人階級および商人階級に分つ。各階級は各自に割当てられた業務の限界を厳守しなければならぬ。農民は農産物を獲得し、職人はその加工に従い、商人は両階級の仲介者として交換配給を司る。かれらはその業務に就て排他的権利が与えられ、互に職域を守つて相侵さず、国家またこれが監視に責任をもち、各職業に専心する人員を制限し、その超過を許さない。これは、「一人の人が住居を装飾するに先立つて、すべての人々が先づ飽食し、住居の安定を得べきであり、一人の人が着飾るに先立つて、先ずすべての人々が心地よく暖衣すべきである」から。

これらの三職業のうち、農業は国家の基礎と評価されてい、食料のみならず原料品を生産し、市民はこれによつて生計を支え得るわけである。従つて、農業に全国民が必要とする収穫量を確保し、必要に応じて備荒貯蔵も行わなければならぬ。ここに計画生産が要求され、国家は生産の厳格な規律・労務配置に意を用いることとなろう。このことは加工業にとつても同様であり、ときには補助金の交付をみることすらある。

交換は商人階級の独占するところであり、自由競争は認められない。而も交換は義務的であり、農産物や加工品は必ず商人に売却され、消費者は必需品を商人から買受ける。従つて、生産者と消費者の直接取引は禁ぜられることとなる。この交換のプロセスは国家の公定せる価格に従つて行われ、価格は生産段階に応じて規定せらる。すなわち、生産者および職人階級は生産物と製品をかれらがその生産期間、快適の生活を営むに要した穀物をもつて計つた労働の代償額をもつて提供し、それと引替に商人からかような基本価格（商人の購買価格）に商人が取引の間上記の二階級と同じ尺度に従つて、生活し得るだけの多くを支払わねばならぬ。

フィヒテの公定価格は商人の購買価格と販売価格の二重価格制であり、その差は商人の生活費の補償費となり、価格はつねに「真の内的価値」より高いこととなる。かような決定方法は後人によつて論議的となつているが、ひとたび決定をみると、国家はこれを保証しその違反を嚴重に取締らねばならない。かくて、「今や初めて各人には彼のもの——盲目的な僥倖や、他人に対する詐取や、暴行などによつて得たのではなく、法上かれに帰属するところのもの——が保証せられるのである。この国家においては、すべての人は全体の公僕であり、その代りに全体の財に対する正当なる分前を獲得する」わけである。

かような干渉体系を効果あらしめるには、市民の外国との取引を蹶断する要がある。国家は平生の需要の継続的享受を絶えず確保する責務をもつため、ある分量の商品の取引は必要である。ところが、外国人はその国の支配に服せず、そのためこの分量に対する外国人の寄与を期待し難いし、またかれらが公定価格などの経済統制を敬遠すれば

需給の均衡は破れざるを得ぬ。<sup>(45)</sup>かく、外国人の動向は自国の経済的混乱の原因となるから、フィヒテの理性的商業国家は封鎖国家となりアウタルキーの確立となる。もつとも、外国貿易を必要とするときは国家がこれを独占すること、恰も外交・戦争・平和条約の締結の如き対外交渉に等しい。

市民を外国から封鎖する手段として貿易決済に用いられる世界貨幣(金銀)の国内通用性を剝奪し、その代案として、かれが導入した理論は<sup>ランヂス・ゲルト</sup>国内貨幣のそれであつた。貨幣は一般的交換手段であるが、またすべての価値の標章(名目)でもある。とくに、後者を重視し、単に標章なるが故に、紙その他有用ならざる材料をもつて造ればよい。いな国家が、この貨幣でのみ支払を受け、他の貨幣では絶対に支払を受けないことを布告すれば、何であれ端的に貨幣とすることができる。貨幣の国内流通の根拠は、メタリストの如くその素材価値によるのではなく、<sup>ストイフ・フンダチオン</sup>租税基礎に依存する。その国家(封鎖商業国家)のすべての市民は、彼等が最も多くを支払うべきであるような相手が、それで以て支払を受けようとする貨幣をば調達せざるを得なくなる。ところで、すべての人が間接にまた直接に夫々、公課を納付すべきであり、かつその国全体におけるどの個人またはどの商館よりも不釣合に多くのものを収入する相手方というのは国家なのである。<sup>(46)</sup>」だから、「国家は国内貨幣に一般的通用性を保証するために、公課を貨幣で取立てる。<sup>(47)</sup>」

貨幣はかく標章であり、標章の数量は国家が流通せしめるから、その思いのままである。ところが、流通貨幣の数量は取引商品の数量を代表し、両者の割合が同一なる間は貨幣価値に変化はない。従つて公定価格は変らない。若しその割合が変動し、商品価値が同一であるにも係らず、商品数量が増加するか、或は貨幣数量が増大すれば、貨幣価値は事物の本性に従つて初めて変化しよう。第一の場合は物価低落時代、第二の場合は物価騰貴時代といえよう。

フィヒテはかように貨幣数量説を採用し、国家の貨幣政策をきびしくこれに準拠せしめんとするものの如くである。「流通界に存在する商品は、国家の存続と共に必ず増加せられたり、改良を加えられたりすべきである。……従つて、国家はこの増加した商品価値に応じて貨幣の割合を規定することが出来るし、また規定するであろう。すなわち、もし従来あつたところの商品の貨幣価格が元のままであるとするならば、国家は商品価値にみつもつて従来の貨幣よりも、増加しただけの数量の貨幣を多く流通せしめるであろう。それとも或はまた、もし流通貨幣の数量が元のままであるとするならば、国家は増加した商品価値を貨幣の総量の間へ割りあて、そして計算してみても出る結果だけ、すべての物の貨幣価値を引下げるであろう。国家が流通貨幣の数量をば、他の方面で無秩序と不釣合とをひき起さないで増加することが出来るのは殆どただ、等価物を一切要求することなく、家父長達の各々のところに各自相応に帰属するだけ多くの貨幣を分配せしめるという方法による外はないであろう。」<sup>(48)</sup>貨幣数量の決定にあつて、国家が別して考慮を払う要あるは、市民の退蔵と貯蓄による貨幣の減少である。節約が大なればそれだけ流通数量の減少をみよう。これに対し何らの防止策を採ることも出来ぬし、またその採用は市民の合理的な自由を制限することとなるから、国家は年々節約による貯蓄額を計算し、<sup>(49)</sup>最善の運営をはかるべきである、と注意を促がしているのである。

- 27 Fichte, Der geschlossene Handelsstaat. Tübingen, 1800.
- 28 Fichte, Ebenda, s. 429. 出口勇藏氏訳「封鎖商業国家論」(世界古典文庫) 昭和24年. 32頁。
- 29 J. Grünfeld, Die leitenden sozial-und wirtschaftsphilosophischen Ideen in der deutschen Nationalökonomie. Wien. 1913. s. 23.
- 30 Fichte, Grundlage. ss. 216—17.
- 31 Fichte, Handelsstaat. s. 432. 邦訳 37頁。
- 32 Fichte, Ebenda, s. 432. 邦訳 37頁。
- 33 Fichte, Ebenda, s. 472. 邦訳91頁。
- なお、かれの財産権の定義はかの「知識学」の嫡出子と解すべく、次書の註解を参照せられたい。
- Marianne Weber, Fichte's Sozialismus und sein Verhältnis zur Marx'schen Doktrin. Tübingen, 1925. s. 37. Fußnote.
- 34 Fichte, Ebenda. s. 472. 邦訳 92頁。
- 35 Ludwig Stein, Die Soziale Frage im Lichte der Philosophie. Stuttgart. 1923. s. 278.
- 36 Fichte, Ebenda, s. 476. 邦訳 98頁。
- 37 Fichte, Ebenda, s. 438. 邦訳 45頁。
- 38 Fichte, Ebenda, s. 439. 邦訳 46頁。
- 39 Fichte, Ebenda, s. 461. 邦訳 75頁。
- 40 Fichte, Ebenda, s. 440. 邦訳 47頁。
- 41 Fichte, Ebenda, s. 435. 邦訳 41頁。
- 42 Fichte, Ebenda, s. 445. 邦訳 55頁。
- 43 M. Beer, Allgemeine Geschichte des Sozialismus und Sozialenkämpfe. Berlin. 1924. s. 363.
- 44 Fichte, Ebenda, s. 449. 邦訳 60頁。
- 45 Fichte, Ebenda, s. 450. 邦訳 61頁。
- 46 Fichte, Ebenda, s. 463. 邦訳 79頁。
- 47 Fichte, Ebenda, s. 469. 邦訳87頁。
- 48 Fichte, Ebenda, ss. 465—66. 邦訳 82—83頁。
- 49 Fichte, Ebenda, ss. 467—68. 邦訳 85頁。

## V

これまで、フィヒテの経済的理想国家における若干の問題を取りあげたが、かゝる国家の運営はアダム・スミスの理論とちがい、国家の厳格なる統制にまち、アウトルキーの完成を目的とせるものであつた。当時の独逸経済は農業が未だ主要産業であつた。工業は手工業が普遍的で経営規模も極めて小規模であり、それもギルドの規制下にあつた。自由主義経済体制の完成は1816~20年に亘るかのシュタイン・ハルデンベルヒの行政改革を待たねばならなかつた。また政治的には、多数の中小国家が絶対主義諸侯によつて支配されていて、それぞれ重商主義的政策をとり、その「領土内に通用する国民貨幣(50)をもち、他の独逸諸国家に対しては厳格な保護主義をとる」状態であつた。

かかる事情はかれの理想国家に反映し、われわれはこれを上記の敘述にみいだし得よう。だが、かれが独逸経済の建設時代の到来を前にその生涯を閉じたことは、資本主義の発展に現われた大工業問題、賃銀労働者問題など未知に終り、「社会問題を真摯(51)に取上げた独逸における最初の人」(ツェラー)と称せられながら、その見解は小市民的粹



内に止まらざるを得なかつた。<sup>(52)</sup>じじつ、かれの理想は小資産家・農民・手工業者の連繋の形成であつて、それも契約を通じてであり、<sup>(53)</sup>すべては国家の指導や統制にまつのである。

かように、かれの構想は当時の歴史的地盤に根差すが、他面過去のしかも中世の都市経済に負うところが多い。マリアンネ・ウエーバーは、「或る生産物の加工を排他的に許される市民の一群を組合とよぶ。組合の失敗は排斥さるべきであるが、組合は存在しなければならぬ。ただし、この営業部門を一般的に解散するは本源的財産契約に戻るから。」<sup>(54)</sup>というかれの一文を引き、フィヒテが範を中世都市の統制組織や教会法学者の経済学説に負うことのいかに大なるかを述べている。だが、そのために、かれの改造思想が復古的というのではない。かれの生存権・労働権の主張はバブーフ、サン・シモン、フリーエ等のフランス社会主義者のそれに類する。<sup>(55)</sup>フィヒテはとくにバブーフの思想の一部を受入れ、「自然法の基礎」の第二部と「封鎖商業国家」に於て組織化し、近代社会主義の一人とみなされている。もつとも、かれの社会主義は私有財産制度につき、これらの空想派社会主義者と明かに区別されようし、またさきに述べた歴史的事情から、賃金労働者階級の抬頭に就て少しも触れるところがない。ただ「学者の使命」の一節において、<sup>(56)</sup>国家の自己止揚を示唆せる点は注目に値する。<sup>(57)</sup>

再び、かれの経済思想に立帰ろう。農民を生産階級に名指し、社会階級の上位に序したことは経済学史上重視さるべく、その着想を重農学派に借りたとみなされているし、<sup>(58)</sup>分業に就てはスミスに比較されてよい。「技術と熟練は継続的な練習によつて生じ、人各々が全生涯をただ一つの業務に献身して、力と反省とのすべてをこの一つの業務に向けることによつて生ずる。……人間生活にとつて必要な労働部門は分割されなければならなくなる。この条件の下においてのみ、力は最大の利益を以て作用する。」<sup>(59)</sup>なかでも、経済学に対する貢献は貨幣理論においてであろう。かれの国内貨幣と世界貨幣の構想はやがて政治的浪漫主義者アダム・ミュラーに多大の影響を与えたと考えられ、また「封鎖商業国家」の後半に展開された叙述には貨幣表章説につらなる指図証券説の萌芽ともみられる思想があり、<sup>(60)</sup>更に新貨幣の制定に伴う新旧貨幣の交換処理に関する勧告の如き、<sup>(61)</sup>現代的センスに富んだ主張あるを見逃し難い。所詮、その国内貨幣は理想国家の理念に止まるのであるが。<sup>(62)</sup>

叙上の如く、フィヒテの理想国家は経済生活に対する国家の計画的統制のヴァイジョンである。その内容は職業統制・計画生産・公定価格制度の採用、通貨の数量的統制ないし国営貿易等頗る広範囲に及んでい、その貿易も一定期間の後には終熄せしめ、文字通りのアウトルキーの建設を目指しているのである。しかも、それは統制に徹すればそれだけ強化されるは昔も今も異ることがない。元来、かような自給経済はアメリカ合衆国の如く、原料国であり工業国として、その需要する一切の財を生産し得る国にして始めて可能であつて、たとい旺盛なる科学的精神をもつてしてさえ、当時の原料不足に悩む独逸諸国の到底企て得べきでなからう。

ところが、かれがこの書を執筆したのは、仏軍のラインラント占領、それにつづくバーゼル条約の締結(1795)により僅かに北ドイツチェラントの中立保証をみた物情騒然たる

時代であり、独逸を現実の国家間の権力斗争から引き離し、「封鎖商業国家」の完成が待望さるべき環境にあつた。かれは、上述の諸手段により自国を隔離することによつて、経済的に「国民は著しい福祉に浴し、すべての人がこの福祉のうちに彼等に相応しい分前を得ける」<sup>(63)</sup>であろうし、政治的にもまた、「成員のみが相互に交つて外国人とは極く稀にしか交らず、……特殊な生活や制度や習慣やを獲得し、その祖国と一切の祖国なるものとを忠誠の心を以て愛するところの、このようにして封鎖せられた国民の下において、直ちに一つの高度の国民的荣誉と鋭い特徴をもつた一つの国民性が成立するであろうことは、明瞭である。その国民は以前とは異つた余然新しい国民となる」<sup>(64)</sup>と述べている。経済的の自主と独立こそ、政治的独立を保証する所以とみた。かれが1807年末から翌年初頭にかけて、仏軍監視の下に行える「独逸国民に告ぐ」の一節に、「世界貿易が齎す若干の眞の利益、世界及びその住民の科学的知識の拡張、これらのものを我に得んとする場合には、独逸自身の科学的精神を以てしてその交易材料に不足することはなからう。——ああせめて独逸人にだけは、その幸福なる運命が他の大陸の獲物の分配に直接参与することを免れしめた如く、間接にも亦これを免れしめたいものである。」<sup>(65)</sup>と訴えてもいるのである。も早や、そこには政治の優位があつても、冷厳なる市場経済法則の支配はない。

この書の出版は当時異常な反響を呼び起したといふ。<sup>(66)</sup>若きアダム・ミラーは「新伯林雑誌」<sup>モナートシュユアフト</sup>同年十二月号に「封鎖的商業国家論と題するフィヒテ氏の哲学的草案について」<sup>(67)</sup>といふ一文を、また翌年ヘスターマンは「開放商業国家」なる一書をもつて、ともどもフィヒテを非難したといわれ、文豪ゲーテさえ、この書を評して「世界をひろくしよう。テルトオの小蕪膏は大きう美味である。栗と一緒にたべたなら、実に何ともいへぬ味がする。しかし、この貴重なるものは二つともたがいに速くはなれた土地の特産である。」<sup>(68)</sup>といつた。フィヒテは何と答えたであろうか。 (1958. 9. 30)

50 Erich Roll, A History of Economic Thought. Revised ed. London. 1953. p.213—14.

隅谷三喜男氏訳「経済学説史」昭和28年上巻216頁。

51 Bluntschli, Ebenda. s.369.

52 M. Beer, Ebenda, s.359.

53 H. Sieveking, Grundzüge der neueren Wirtschaftsgeschichte. Leipzig. 1923. s. 50.

54 M. Weber, Ebenda, ss. 66—67.

55 de Saint-Simon. Du Système industriel. 1821.

Charles Fourier. Théorie des quatre mouvement. 1808.

56 Marianne Weber, Ebenda, s.8. ff. Xavier Léon, Fichte et son Temps. II. Paris. 1924. pp. 101—116.

Lorenz v. Stein, Der Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich von 1789 bis auf unsere Tage. Neue Ausgabe. München. Bd. I. ss. 340—350.

なお、バブーフに就ては、

豊田堯氏「バブーフとその時代」昭和33年。

57 Fichte, Bestimmung. s.234. 邦訳 28頁。

Max Adler, Wegweiser, Berlin. 1923. s. 93.

Jakob Baxa, Ebenda. s. 45.

- 58 X. Léon, *Ibid.*, p. 81.
- 59 Fichte, *Staat*, s. 453. 邦訳 66頁。
- 60 E. Roll, *Ditto*. p. 225, 邦訳 292頁。
- 61 「各個人は一片の貨幣を所有することによつて、大商業国家のすべての場所に在るところのどのような商品に対しても請求権をもつている。どの商品に対してもいつたが、その商品というのは各自が所有する貨幣が貨幣総量に対すると同じ割合だけの、国家に存在する商品総量中の部分量なのである。しかしながら、各自はこの請求権において独立している。唯他人の貨幣を持つてゐるか否かということには各自は全く無頓着である。」  
Fichte, *Ebenda*, s. 486. 邦訳 112頁。
- 62 Fichte, *Ebenda*, s. 519. 邦訳 159頁。
- 63 Fichte, *Ebenda*, s. 534. 邦訳 180頁。
- 64 Fichte, *Ebenda*, s. 539. 邦訳 188頁。
- 65 Fichte, *Reden an die deutsche Nation*. 1808. *Medicus Ausgabe*. Bd. V. s. 577. 大津康氏訳「独逸国民に告ぐ」(岩波文庫)昭和3年, 217頁。
- 66 出口勇蔵氏, 解説, 邦訳 233頁以下。
- 67 Adam Müller, *Über einen philosophischen Entwurf von Herrn Fichte, betitelt: Der geschlossene Handelsstaat*.
- 68 L. Hestermann, *Der offene Handelsstaat. Ein philosophischer Entwurf*. Leipzig. 1802.
- 69 Bernhard Laum, *Die geschlossene Wirtschaft*. Tübingen, 1933. s. 319.  
訳文は大山定一氏による。同氏訳編「知られざるゲーテ」(アテネ文庫) 13頁。